



内閣府

へい せい ねん がつ つい たち  
平成 28 年 4 月 1 日から

しょう がい しゃ さ べつ かい しょう ほう  
障害者差別解消法

が スタート します!

ほうりつ しょうがい ひと ひと たが ひと みと あ  
この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、  
とも い しゃかい めざ  
共に生きる社会をつくることを目指しています。

ちゅう せい しき めいしょう しょうがい り ゆう さ べつ かい しょう すい しん かん ほう りつ  
(注) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。



# しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法って 知っていますか？

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

## <不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供>

### 「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

### 「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき<sup>(※)</sup>に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。これを「合理的配慮の提供」といいます。

※ 言語（手話を含む。）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。



## たいしょう しょうがいしゃ 対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことだけではありません。  
身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人も含む。）、その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。（障害児も含まれます。）

## たいしょう じぎょうしゃ 対象となる「事業者」は？

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店など、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちです。  
ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

# たい おう よう りょう たい おう し しん 「対応要領」「対応指針」とは？

### たい おう よう りょう 対応要領

国・都道府県・市町村などの役所は、それぞれの役所で働く人が適切に対応するために、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応要領」を、障害のある人などから意見を聴きながら作ることにされています。

役所で働く人は、この対応要領を守って仕事をします。

※ 都道府県や市町村など地方の役所は、「対応要領」を作ることに努めることにされています。

### たい おう し しん 対応指針

事業者を所管する国の役所は、会社やお店などの事業者が適切に対応できるようにするために、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応指針」を、障害のある人などから意見を聴きながら作ることにされています。事業者は「対応指針」を参考にして、障害者差別の解消に向けて自主的に取り組むことが期待されています。

事業者が法律に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合などには、国の役所に報告を求められたり、注意などをされることがあります。

	さだめ きかん 定める機関	たいしょう 対象
たい おう よう りょう 対応要領	くに とどう ふけん しちょうそん やくしょ 国・都道府県・市町村などの役所	やくしょ はたら ひと 役所で働く人
たい おう し しん 対応指針	じぎょうしゃ しゃかん くに やくしょ 事業者を所管する国の役所	かいしゃ みせ じぎょうしゃ 会社やお店などの事業者

# ふ とう さ べつ てき とり あつか 不当な差別的取扱い

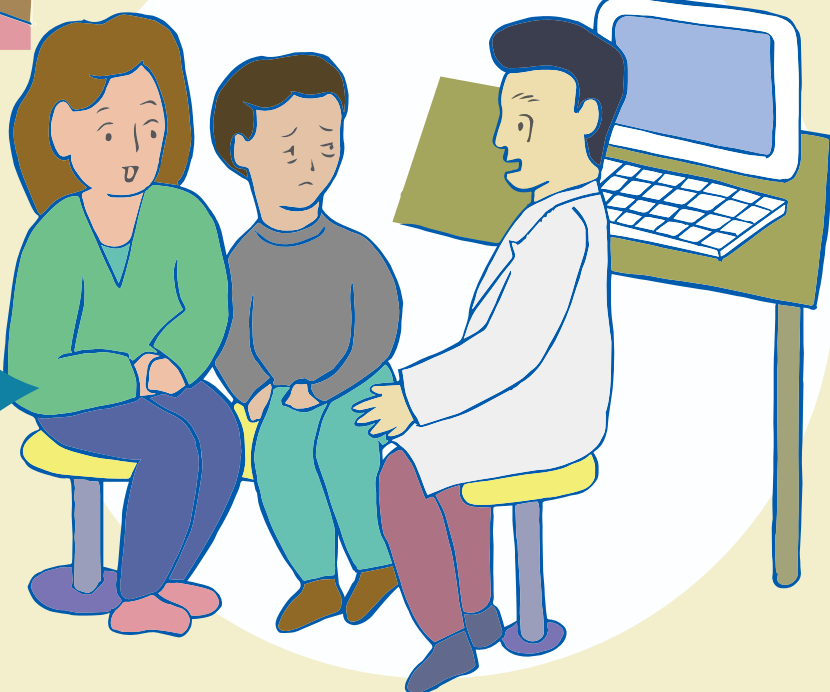
しょうがい ひと たい せいとう りゆう しょうがい りゆう ていきょう きよひ  
障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否  
ていきょう しょうがい ばしょ じかんたい せいげん しょうがい  
することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない  
ひと しょうげん きんし  
人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。  
せいとう りゆう はんたん ばあい しょうがい ひと りゆう せつめい りがい え  
正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得る  
つと たい せつ  
よう努めることが大切です。

## ふ とう さ べつ てき とり あつか ぐ たいれい 〈不当な差別的取扱いの具体例〉

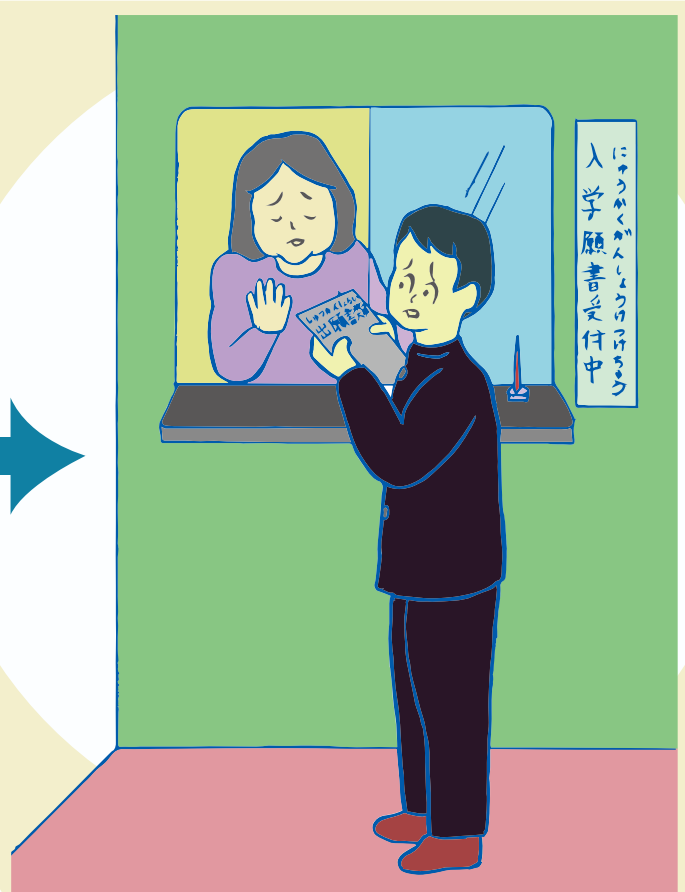


うけつけ たいおう きよひ  
受付の対応を拒否する。

ほんにん むし  
本人を無視して  
かいじょしゃ しえんしゃ  
介助者や支援者、  
つきそ ひと  
付き添いの人だけに  
はな  
話しかける。



がっこう じゅけん にゅうがく きよひ  
学校の受験や、入学を拒否する。



しょうがいしゃ む ぶっけん  
障害者向け物件はないと  
い たいおう  
言って対応しない。

ほ ごしゃ かいじょしゃ  
保護者や介助者が  
いっしょ  
一緒にいないと  
みせ い  
お店に入れない。



# 合理的配慮

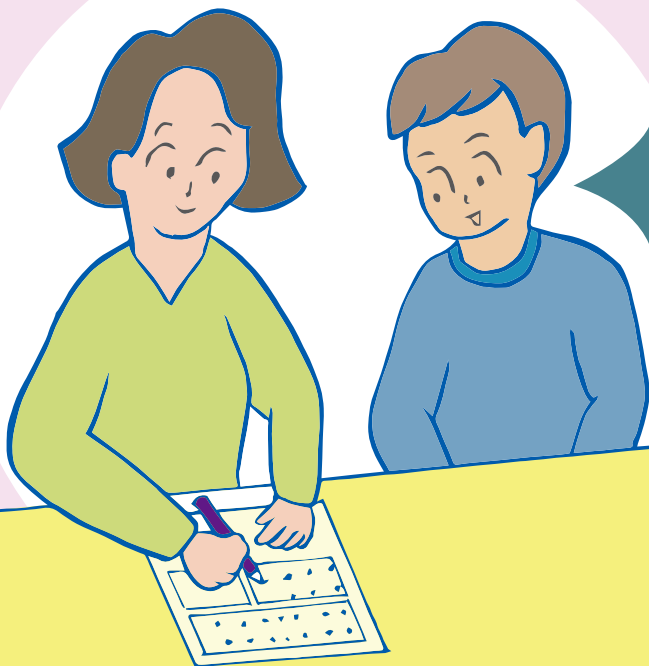
合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

たとえば、従業員が少ないお店で混雑しているときに、「車いすを押して店内を案内してほしい」と伝えられた場合に、話し合ったうえで、負担が重すぎない範囲で、別の方法をさがすなどが考えられます。その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

## 合理的配慮の具体例



障害のある人の障害特性に応じて、座席を決める。



しょうがい ひと  
 障害のある人から、  
 じぶん か こ むずか か  
 「自分で書き込むのが難しいので代わり  
 か つた  
 に書いてほしい」と伝えられたとき、  
 か か もんだい しょうい  
 代わりに書くことに問題がない書類の  
 ばあい ひと いし じゅうぶん  
 場合は、その人の意思を十分に  
 かくにん か か  
 確認しながら代わりに書く。



いし つた あ え  
 意思を伝え合うために絵や  
 しゃしん  
 写真のカードやタブレット  
 たんまつ つか  
 端末などを使う。



だん さ ばあい  
 段差がある場合に、スロープ  
 つか ほじょ  
 などを使って補助する。

ごう り てき はい りょ じ れ い な い か く ふ  
 合理的配慮の事例が内閣府のホームページ  
 にあります。

ごう り てき はい りょ  
 合理的配慮サーチ

けん さく  
 検索 🔍

ごう り てき はい りょ しょうがい しゅべつ せいかつ ほめん  
 合理的配慮サーチでは、障害の種類別や生活の場面から  
 じ れ い ほ う し こ う あ い こんご  
 事例をさがすことができます。法の施行と相まって、今後、  
 く たい れ い しゅうじゅう ちくせき ないよう じゅうじつ  
 さらに具体例を収集・蓄積し、内容を充実させていきます。

こま

# 困ったときは…

しょうがい ひと ふ とう さ べつ てき とり あつ か う ごう り てき はい りょ てい きょう  
障害のある人は、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、  
こま ち い き み ち か そう だん う つ まどくち そう だん  
困ったことがあったら、地域の身近な相談を受け付ける窓口にご相談してください。

ち い き なか

# 地域の中のつながり

とう どう ふ けん し ちょう ぞん しょうがいしゃ さ べつ かいしやう とりくみ おこな  
都道府県や市町村においては、障害者差別を解消するための取組を行うネットワークとして、  
ち い き さま さま かん けい き かん しょうがいしゃ さ べつ かいしやう し えん ち い き きょう ぎ かい  
地域の様々な関係機関などによる「障害者差別解消支援地域協議会」をつくることと  
されています。

しょうがいしゃ さ べつ かいしやう かんけいしゃ はな あ ば たが かお み かんけい  
障害者差別を解消するために、関係者が話し合う場をつくり、互いに「顔が見える」関係ができれば、  
たが り かい  
互いを理解しやすくなります。

しょうがい ひと ひと とも くら ち い き いっ ぽ ち い き きょう ぎ かい  
障害のある人もない人も共に暮らせる地域づくりの一步として、この地域協議会をつくること  
き たい  
期待されます。



内閣府

ないかく ふ せい さく とう か つ かん きょうせいしゃがいせいざくたんとう つきしょうがいしゃ さくたんとう  
内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 付障害者施策担当  
とうきょうと ち よ だ く ながたちょう ちゅうおうこうとうちやうしゃ ごうかん  
〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎 8号館  
でん わ  
電話：03-5253-2111 ファックス：03-3581-0902  
ホームページ：<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

きょうりやくこう あい ち けん り つ はん だ とく べつ し えん が つ とう とう か こう しゃ つく ぼ だい が く ふ ぞく おお つ か とく べつ し えん が つ とう  
協力校：愛知県立半田特別支援学校 桃花校舎、筑波大学附属大塚特別支援学校、  
ふくしまけんりつ よう ご が つ とう とう  
福島県立いわき養護学校くぼた校

きょうりやくしゃ さ さ き の ふ ゆ き し つく ぼ だい が く つ げ ま さ よ し し めい ほう かん こう とう が つ とう な く も あ き ひ こ し  
協力者：佐々木 信行 氏、筑波大学 柘植 雅義 氏、明達館高等学校 南雲 明彦 氏

※このリーフレットは、知的障害のある方などから御意見をいただきながらつくられたものです。



# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

## 障害者基本法 第4条

### 基本原則 差別の禁止

第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

## 具体化

### I. 差別を解消するための措置

#### 不当な差別的取扱いの禁止

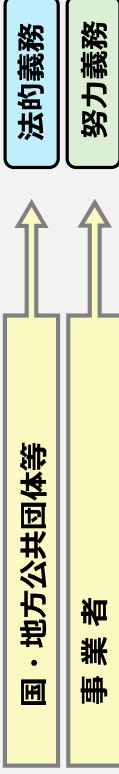


#### 具体的な対応

(1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）

(2) [国・地方公共団体等] ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）  
[事業者] ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

#### 合理的配慮の提供



### II. 差別を解消するための支援措置

#### 実効性の確保

● 主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告

#### 相談・紛争解決

● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

#### 地域における連携

● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

#### 啓発活動

● 普及・啓発活動の実施

#### 情報収集等

● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

# 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例（案）

平成 年 月 日条例第 号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第八条）

### 第二章 障害を理由とする差別の禁止（第九条）

### 第三章 共生社会実現施策（第十条—第十五条）

### 附則

豊かな森を源として県内をあまねく流れる「清流」は、美しい自然や伝統的な文化を育んできただけでなく、里や街、人と人とをつなぎ、地域の絆を深め、障害のある人もない人も共に生きる社会を徐々に育んできた。

さらに、ぎふ清流大会においては、障害のある人が積み重ねた努力の成果を発揮する姿や障害を乗り越えて懸命に頑張る姿が、県民に感動を与えるとともに、県民総参加による地域の絆づくりの取組が、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりをさらに推し進める契機となった。

しかしながら、障害のある人の社会参加が進む中、今なお障害を理由とする差別や社会的障壁が存在することも事実である。

こうした状況を踏まえ、障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進することはもちろん、さらに一歩進んで、障害のある人とない人との積極的に交流する機会を幼児期から増やし、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりを進めていかなければならない。

このため、障害のある人への誤解や偏見を無くしていくよう、教育や普及啓発、交流の機会の創出等に、県、障害者関係団体、市町村、県民及び事業者が、それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携して、又は一体となって取り組む必要がある。

ここに、全ての県民のために、障害を理由とする差別を解消するとともに、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない個人として尊重し合い、障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくりを目指して、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、障害のある人に対する理解を深めることその他の障害を理由とする差別を解消するための取組及び障害のある人と障害のない人との交流を促進するための取組について、基本理念を定め、県の責務並びに障害者関係団体、市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、これらの取組に係る施策を総合的に推進することにより、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人も障害のない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる社会（以下「共生社会」という。）の実現を図り、もって県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において「障害のある人」とは、障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「障害」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。

3 この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

### (基本理念)

第三条 共生社会の実現は、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提に、次の事項を旨として図られなければならない。

一 全ての障害のある人は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二 全ての障害のある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。

三 全ての障害のある人は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

四 障害を理由とする差別及び社会的障壁に係る問題は、障害の有無にかかわらず、全ての県民の問題として認識され、その理解が深められること。

五 県内に暮らす障害のある人の生活だけでなく、県外から訪れる障害のある人の過ごしやすさにも配慮されること。

### (県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進による共生社会を実現するための施策（以下「共生社会実現施策」という。）を総合的かつ主体的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (障害者関係団体の役割)

第五条 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人の意見を聴き、必要に応じ、県及び市町村に対し必要な措置を講ずるよう要請することその他の共生社会を実現するために必要な障害のある人に対する支援を行うよう努めるものとする。

2 障害者関係団体は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、県、市町村又は他の障害者関係団体を実施する共生社会実現施策又は障害を理由とする差別の解消及び障害のある人と障害のない人との交流の促進による共生社会を実現するための取組について協力するよう努めるものとする。

(市町村及び障害者関係団体との連携等)

第六条 県は、市町村が独自の工夫により、共生社会実現施策を実施する場合は、市町村と連携して共生社会実現施策を推進するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、障害者関係団体が前条第二項の取組を実施する場合は、障害者関係団体と連携して共生社会実現施策を推進するとともに、その活動に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、前二項に規定する市町村及び障害者関係団体と連携し、又は一体となって共生社会実現施策を推進するものとする。

(県民の役割)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、社会的障壁があると感じた場合は、周囲の人に対してそれを積極的に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県、障害者関係団体又は市町村が実施する共生社会実現施策又は第五条第二項の取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業者は、障害のある人の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに、雇用環境の整備その他適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めるものとする。

## 第二章 障害を理由とする差別の禁止

第九条 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

## 第三章 共生社会実現施策

(県民会議)

第十条 県は、共生社会実現施策に広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、県民会議を設置する。

(啓発等)

第十一条 県は、県民の基本理念に対する関心と理解を深めるとともに、白杖<sup>じょう</sup>(道

路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第十四条第一項に規定する目が見えない者が携えるつえをいう。）、障害のある人に関する記号（障害のある人が利用できる建物、施設であることを表すための記号その他の障害のある人に関する事項を表示するための記号をいう。）その他の障害のある人に対する理解を深めることに資する知識の普及を図るため、必要な啓発を行うものとする。

- 2 県は、市町村その他の関係機関、ろう者（手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。以下同じ。）、手話通訳者等と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるとともに、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

（教育の充実）

第十二条 県は、学校教育において、障害のある人に対する理解及び手話に対する理解の促進を図られるよう努めるものとする。

（交流の促進）

第十三条 県は、障害のある人と障害のない人との相互理解を促進するため、幼児期から互いの交流を促進するものとし、保育所、学校、地域その他のあらゆる場所において交流の機会の拡大及び充実を図るよう努めるものとする。

（顕彰）

第十四条 県は、共生社会の実現のため、県民の模範となる行為をしたと認められる障害者関係団体その他の団体、県民及び事業者を顕彰するものとする。

（財政上の措置）

第十五条 県は、共生社会実現施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 障がい者を理由とする差別に関する事案の解決の仕組み

